

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

令和2年度 入札・契約制度の改正等について

令和2年度に高知市上下水道局が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 建設工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法について

国土交通省の低入札価格調査基準の取り扱いに準じ、最低基準価格等の算定方法を改正する。

※ 令和2年4月1日以降に公告，指名通知するものから適用する。

※ 詳細につきましては，別紙「建設工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法について」をご覧ください。

2 建設工事に係る委託業務の最低制限価格の設定方法について

国土交通省の低入札価格調査基準の取り扱いに準じ、最低制限価格等の設定方法を改正する。

【建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法について】

現 行	改正後 (R2.6.1～)
予定価格の範囲内で有効な入札において、最低の入札価格が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格が最低制限価格となる。予定価格の範囲内で有効な入札において、最低の入札価格が最低基準価格を下回った場合は、有効な入札の下位5者の平均の85%を最低制限価格とする。その額が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格を最低制限価格とする。ただし、最低制限価格の下限額は最低基準価格の85%とする。	左記の取扱いを廃止し、現行の「最低基準価格」を「最低制限価格」に改める。 ① 測量業務 予定価格の6/10から8.2/10までの範囲で設定 ② 地質調査 予定価格の3分の2から8.5/10までの範囲で設定 ② 測量業務・地質調査以外 予定価格の6/10から8/10までの範囲で設定

※ 令和2年6月1日以降に公告，指名通知するものから適用する。

※ 詳細につきましては，別紙「建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法について」をご覧ください

3 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置の継続について

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成27年4月1日から実施している暫定措置について、一部改正のうえ、当面の間、暫定措置を継続する。

詳細につきましては、別紙「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

(1) 【新規】暫定措置

入札参加者の拡大策として、事後審査型制限付一般競争入札の適用範囲を拡大する。

請負対象金額が130万円超の建設工事について、事後審査型制限付一般競争入札の対象とすることができるものとする。

(2) 【継続】暫定措置

現場代理人の配置（常駐）の特例

請負対象金額（税込）が130万円を超え2,500万円未満である工事を含む2件を限度に、次の条件を全て満たす場合に、現場代理人の兼務を申請することができることとする。（ただし、原則として、施工に伴い公道等における交通規制を実施する必要がある工事の場合は除く。）

ア 両工事区間を概ね30分以内で移動できること

イ 現場代理人は工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できること

ウ 必ず兼務するいずれかの工事現場に滞在し、かつ、一日につき1回以上それぞれの工事現場に滞在できること